

生徒諸規定

A 風紀規定

1 服装は高校生らしくする。

- (1) 制服を着用し、必ず生徒証明カード及び生徒手帳を所持する。原則として帽子は使用しない。
- (2) 冬服・夏服については次の規定を守ること。

[冬服]

- ① 11月1日より4月30日まで着用する。
- ② プレザーの下に、ベスト・セーター・カーディガンを着用することは自由である。ただし、学校規定のものを着用すること。
- ③ 替えスカートの着用は自由であるが、入学式・卒業式その他学校が指示する学校行事においては、規定の冬服（正装）を着用すること。
- ④ 女子のソックスは紺色（学校規定のもの）又は白色とする。ただし、入学式・卒業式その他学校が指示する学校行事においては、学校規定の紺色ソックスを着用すること。男子のソックスは紺色又は白色とする。

[夏服]

- ① 7月1日より8月31日まで着用する。
- ② 白色替えシャツ（学校規定のもの）・替えスカートの着用は自由であるが、学校が指示する学校行事においては、規定の夏服（正装）を着用すること。
- ③ ソックスは冬服に準ずる。

《参考》

アイテム	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
ブレザー	必	自	自				自	自	必	必	必	必	必
ベスト	自	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	自	自	自	自	自
セーター	自	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	自	自	自	自	自
カーディガン	自	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	自	自	自	自	自
コート									自	自	自	自	自

必…必ず着用すること。

自…着用は自由である。

◎…着用は自由であり、登校時からブレザーなしで着用してもよい。

[規定の冬服]



[規定の夏服]



- ④ 下着類は白色とする。

[防寒着・コートの着用]

防寒用として、学校推奨品を基本とする防寒着・コートの着用を認め、以下のように規定する。

- ① 期間は11月1日から3月31日とする。
- ② デザインは学校推奨品を参考にし、登下校にふさわしいものを心がける。Gジャン・スタジアムジャンパーなど、遊び着的なものは不可とする。
- ③ 色については学校推奨品の色を参考にし、制服にふさわしい華美でないものとする。赤・黄等の原色、水色・ピンク等のパステルカラー、黄色・オレンジ等の蛍光色、アニマル調・迷彩調等の柄物は不可とする。ウインドブレーカーなどについても同様とするが、ライン・ロゴが極端に派手にならないよう注意すること。
- ④ 材質については皮革（合成皮革を含む）、毛皮、エナメルは不可とする。

[その他]

- ① 5月・6月・9月・10月の期間は校内でのブレザーの着用を自由とする。ベスト・セーター・カーディガンの着用も自由とする。
- ② ネクタイの着用は自由であるが、入学式・卒業式その他学校が指示する学校行事においては着用すること。
- ③ 男子ズボンにはベルトを着用すること。
- ④ 雨天時のレインコートの着用は自由である。

- (3) 靴は男女とも白色を基調とした運動靴（ひもつき）等あるいは黒・茶色の革靴（ローファー・ビジネスシューズ等）とする。女子のストッキング・タイツはベージュ系の色とし、模様のあるものは禁止する。
- (4) 校舎内では所定のスリッパを用いる。スリッパには姓を明記すること。
- (5) マフラーの着用は防寒衣として認める。ただし華美で長大でないものとする。
- (6) 髪型は男女とも高校生らしい髪型とし、パーマント・カール・染色・脱色などの加工は禁止する。女子の髪に華美な飾りものをつけることも禁止する。

- (7) 指輪、イヤリング、ピアス、ネックレス、ブローチ、アップリケなどの装飾品の使用を禁止する。
- (8) 高校生として不要な化粧品類の使用及び、まゆ毛・まつ毛の加工は禁止する。
- (9) カバン類は華美ではない、学用品が入る学生らしいものとする。ただし、他校のバッグの使用は禁止する。
- 2 社会道徳の体得実践に努め、高校生としての品位を養う。
- (1) 礼儀と言葉遣いを正しくする。
- (2) 責任を果たす態度習慣の養成には特に留意する。
- (3) 交友は互いに人格を高め合うように努める。
- 3 次の厳禁事項を犯した場合は特別指導・懲戒処分の対象となる。
- (1) 暴力行為
- (2) 窃盗・万引き
- (3) 飲酒・喫煙
- (4) 考査時の不正行為
- (5) 不純異性交遊
- (6) 校舎、校具の故意による破損
- (7) 賭博的行為
- (8) いじめ行為
- (9) 交通違反及び交通事故（加害）
- (10) その他生徒としての本分を逸脱した行為（意学、パチンコ店への出入り、無断アルバイトなど）

4 諸願届は次記による。

- (1) 遅刻
教員室の係に届け出て、入室許可証を受け取り、授業担当教師の許可を受けて入室する。
- (2) 早退・欠課
HR担任又は授業担当教師に届け出て、その許可を受ける。後日、生徒手帳により届け出る。
- (3) 欠席
保護者から電話等の方法で当日午前中に学校に連絡するとともに、出校の際、生徒手帳により届け出る。なお、欠席が1週間以上にわたる場合、並びに法定又は学校感染症で欠席する場合は医師の診断書を添える。
- (4) 忌引
父母（あるいは保護者）7日以内、祖父母3日以内、兄弟・姉妹3日以内、曾祖父母1日、伯叔父母1日とする。
- (5) 集会、掲示、刊行物発行等
事前に生徒課の許可を受ける。
- (6) 登山
事前に担任を通じて生徒課に届け出て許可を受ける。
- (7) 異装
特別な事情により規定以外の服装をする者は、事前に担任及び生徒課に届け出て許可を受ける。
- (8) 外出
始業時から終業時までで特別な事情により外出する者は事前に担任に届け出て許可を受ける。
- (9) 下校時の延長、休日の出校

部活動、その他で下校時を延長し、又は休日に出校する場合は、事前に生徒課に届け出て許可を受ける。

(10) アルバイト

長期休業中以外のアルバイトは、原則として禁止する。ただし、特別な事情によりアルバイトを希望する者は、保護者の同意のもとに担任を通じて学年主任、生徒課に届け出て許可を受ける。長期休業中のアルバイトは、生徒・保護者から所定の許可願を学校に提出し、担任及び生徒課の許可を受ける。

(11) 携帯端末の校内への持ち込みは禁止する。ただし、許可願を提出し、認められた者には持ち込みを許可する。その場合、使用規定を厳守すること。

(12) その他の諸願、諸届もすべて担任に提出する。

5 交通安全に関する規定

(1) 交通安全に関する一般的心構え

- ① 人の生命の尊さを知り、常に交通安全に努める。
- ② 常に防衛的通行をするように心がける。
- ③ 時間的なゆとりをもって登下校する。

(2) 交通法規の厳守

特に下記の事項に留意する。

- ① 自転車に乗るときは必ず道路交通法を守る。
- ② 二列並進をしない。
- ③ 無灯火で走行をしない。
- ④ 一時停止違反をしない。
- ⑤ 傘差し運転をしない。

⑥ 2人乗りをしない。

⑦ 走行中イヤホンをつけたり、携帯端末を使用しない。

(3) 本校生徒が守らなければならない事項

① 運転免許証の取得については下記の規定を厳守する。

(ア) 運転免許証の取得は禁止する。ただし、安全教育係が特に運転免許証の取得の必要性を認め、校長が許可した場合に限り取得を許可する。

(イ) 3年生の第2学期終業式以降、進路が決定している者については、担任・安全教育係への申請により自動車教習所への入所を許可する。

(ウ) 上記の(ア)もしくは(イ)に該当し、運転免許証の取得：自動車教習所への入所を希望する生徒は次の事項を守ること。

・(ア)に該当する者は事前に運転免許取得願を提出し、担任、安全教育係、さらに校長の許可を得ること。

・(イ)に該当する者は事前に自動車教習所入所届を提出し、担任、安全教育係の許可を得ること。

・長期休業中または家庭学習期間を利用して自動車教習所等に行くこと。教習や運転免許試験を受けるために欠席をしてはならない。

・(イ)に該当する者が、運転免許センター等にて運転免許の交付を受けるのは、卒業

式以降とする。

(エ) 上記に反し無断もしくは不正に免許取得をした場合は、内規に従い特別指導を行う。

(オ) (ア)の特例事項に該当して運転免許証の取得を認められた場合は、総排気量50cc以下の原動機付自転車に限り使用を認める。

② 交通法規を遵守し、万一事故・違反などのあった場合は速やかに担任に届け出ること。

③ 公共交通機関を利用して通学するものは、マナーやエチケットを守り、他人に迷惑をかけること。

6 その他

(1) 最終下校時刻は原則として17:00とする。ただし、17:00以降の生徒会活動については次の規定による。その他の活動については関係教師の許可による。

① 活動延長が認められた場合の最終下校時刻は、第2学期中間考査発表までは18:30、それ以降年度内は18:00とする。

② 事前に承認を得る場合を除き、考査発表後から考査中の活動はしない。

(2) 始業時より終業時までは無断で校地を離れてはならない。

(3) 学業に関係ない雑誌・週刊誌・トランプ等を学校に持ち込むことは禁止する。

(4) 放課後、教室や部室等に教科書・教材を放置して帰ることを禁止する。